

平成 26 年度

# 3 級 F P 技能検定試験対応 制度改正資料

ライフプランニングと資金計画

リスク管理

金融資産運用

タックスプランニング

不動産

相続・事業承継

平成 26 年 4 月 1 日現在で適用されている法令等に基づいて作成した制度改正資料です。

F P 試験において押さえておきたい主な内容を掲載していますのでご確認ください。

なお、**該当ページ**には、平成 25 年度用 3 級テキストの該当ページを記載しています。

ー山田コンサルティンググループー  
株式会社東京ファイナンシャルプランナーズ



## <ライフプランニングと資金計画>

### 1. 教育訓練給付金の拡充および教育訓練支援給付金の創設が行われる予定です。

(1) 教育訓練給付（受講費用の 2 割を支給、給付上限 10 万円）を拡充し、中長期的なキャリア形成を支援するため、専門的・実践的な教育訓練として厚生労働大臣が指定する講座を受ける場合に、

- ・ 給付を受講費用の 4 割に引き上げる
  - ・ 資格取得などの上で就職に結びついた場合には、受講費用の 2 割を追加的に給付する
- ※ 1 年間の給付額は 48 万円を上限とする

(給付期間は原則 2 年。資格につながる場合などは最大 3 年)

<対象者> 2 年以上の被保険者期間を有する者

(2 回目以降に受ける場合は 10 年以上の被保険者期間が必要)

(2) 教育訓練支援給付金の創設

45 歳未満の離職者が上記の教育訓練を受講する場合、訓練期間中は離職前の賃金に基づいて算出した額（基本手当の半額）を給付する。

(平成 30 年度までの暫定措置)

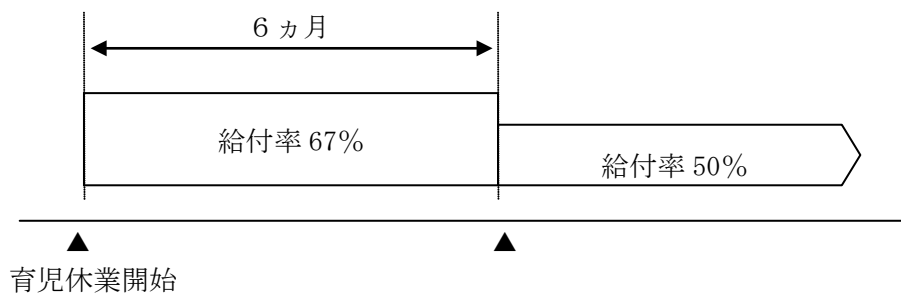
(1)、(2) いずれも施行日は平成 26 年 10 月 1 日の予定です。

該当ページ P18

### 2. 育児休業給付が拡充されます。

育児休業給付（休業開始前賃金の 50%を支給）について、1 歳未満の子を養育するために育児休業する場合、休業開始後 6 ヶ月に限り、休業開始前の賃金に対する給付割合が 67% に引き上げられました。

<支給額のイメージ>



該当ページ P19

3. 医療保険制度における70歳以上75歳未満の自己負担割合が原則 2割に引き上げられました。

医療保険制度における70歳以上75歳未満の自己負担割合は、これまで原則 1割に据え置かれてきましたが、平成26年度からは原則 2割となりました。ただし、平成25年度まで現役並み所得者に該当せず、1割負担していた人は引き続き 1割となります。

<70歳以上75歳未満の自己負担割合（平成26年 4月以降）>

H26年 3月末までに 70歳に達していた人 (誕生日が昭和19年 4月 1日以前の人)	1割	現役並み所得者 3割
H26年 4月以後に 70歳に達する人 (誕生日が昭和19年 4月 2日以後の人)	2割	

該当ページ P22

4. 高額療養費制度の見直しが行われる予定です。

高額療養費制度については、平成 27年 1月より見直し（区分および限度額の変更）が行われる予定です。

該当ページ P22

5. 国民年金保険料が改正されました。

平成 26年度の国民年金保険料は月額 15,250円です。

該当ページ P31

6. 厚生年金保険料率が改正されました。

平成 26年 4月 1日現在の厚生年金保険料率は 17.120%です。

該当ページ P31

7. 産前産後休業期間についても健康保険料と厚生年金保険料が免除されます。

平成 26年 4月 30日以降に産前産後休業の終了する被保険者が、産前産後休業期間中に申出をすることで、産前産後休業期間中の健康保険料・厚生年金保険料が本人負担分・事業主負担分とも免除されます。

該当ページ P33

8. 老齢給付の年金額が改正されました。

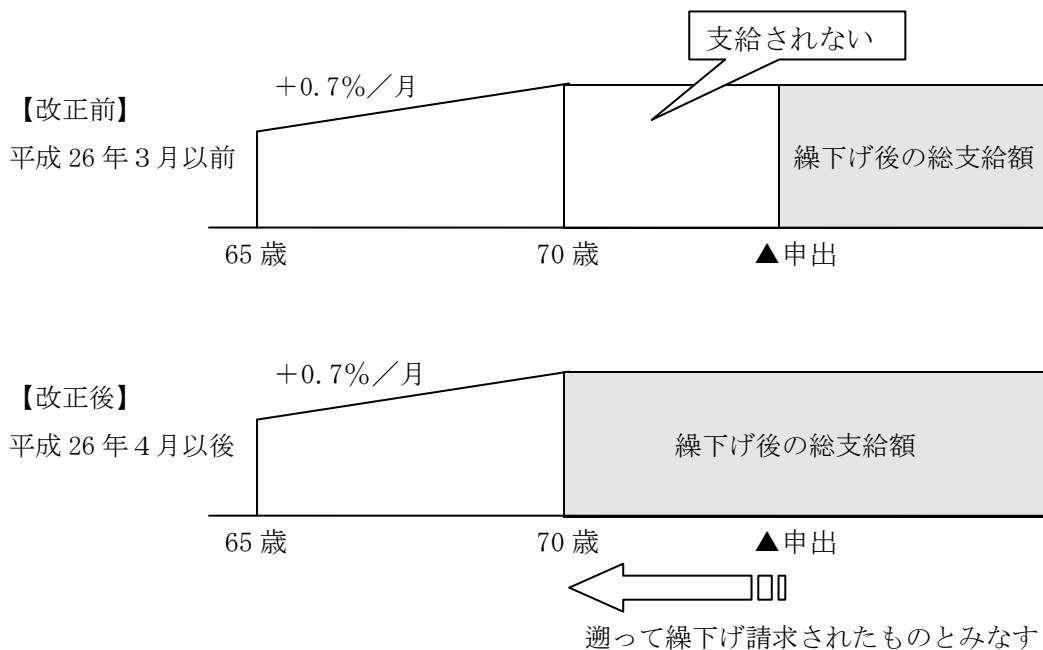
平成 26 年度の年金額は、物価スライド特例措置の解消分として 1.0%の引下げを予定していましたが、平成 25 年の全国消費者物価指数の上昇等から改定率が+0.3%となったことで、差し引き 0.7%の引下げとなりました。

	改正前（平成 25 年度）	改正後（平成 26 年度）	該当ページ
老齢基礎年金	786,500 円	772,800 円	P35、P41
物価スライド率	0.978	0.961	P39
加給年金額	65 歳未満の配偶者： 226,300 円～393,200 円 子：2 人目まで226,300 円 3 人目以降75,400 円	65 歳未満の配偶者： 222,400 円～386,400 円 子：2 人目まで222,400 円 3 人目以降74,100 円	P40

9. 70 歳到達日以後の繰下げ請求でも遡って年金が支給されます。

これまでは、70 歳到達日以後に繰下げ請求をすると申出の翌月から増額（+42%）された年金が支給されていましたが、平成 26 年 4 月からは、70 歳到達日以後の繰下げ請求は請求時期にかかわらず、70 歳到達日に遡って繰下げが請求されたものとみなして、増額された年金が 70 歳到達月の翌月分から支給されます（ただし、平成 26 年 4 月 1 日より前に 70 歳に到達している人は除く）。

【70 歳到達日以後に繰下げが請求された場合のイメージ図】



該当ページ P46～48

10. 障害年金および遺族年金における保険料納付要件の特例の適用期間が延長されます。

障害年金および遺族年金における保険料納付要件の特例（直近 1 年間に保険料の滞納がなければ保険料納付要件を満たしたとみなす）の適用期間が延長され、障害年金であれば「初診日が平成 38 年 4 月 1 日前である場合」、遺族年金であれば「死亡日が平成 38 年 4 月 1 日前である場合」となります。

該当ページ P49～51、P54、

11. 障害給付の年金額が改正されました。

	改正前（平成 25 年度）	改正後（平成 26 年度）	該当ページ
障害基礎年金 1 級	983, 100 円	966, 000 円	P49
障害基礎年金 2 級	786, 500 円	772, 800 円	P49
障害基礎年金の子の加算額	2 人目まで：226, 300 円 3 人目以降：75, 400 円	2 人目まで：222, 400 円 3 人目以降：74, 100 円	P49
障害厚生年金の配偶者の加算	226, 300 円	222, 400 円	P50

12. 父子家庭（子のある夫）も遺族基礎年金を受給できるようになりました。

平成 26 年 4 月から、遺族基礎年金を受給できる遺族が、「子」または「子のある配偶者」となったことで、父子家庭（子のある夫）も遺族基礎年金の受給対象となりました。

該当ページ P52

13. 遺族給付の年金額が改正されました。

	改正前（平成 25 年度）	改正後（平成 26 年度）	該当ページ
遺族基礎年金	786, 500 円	772, 800 円	P52
遺族基礎年金の子の加算額	2 人目まで：226, 300 円 3 人目以降：75, 400 円	2 人目まで：222, 400 円 3 人目以降：74, 100 円	P52
遺族厚生年金の中高齢寡婦加算	589, 900 円	579, 700 円	P56

14. 夫が遺族基礎年金を受給できる場合は 60 歳前でも遺族厚生年金を受給できるようになりました。

夫が遺族厚生年金を受給できるのは、死亡当時に 55 歳以上である場合に限られ、支給開始は 60 歳からとなりますが、平成 26 年 4 月から、夫が遺族基礎年金を受給中の場合は、60 歳前でも遺族厚生年金を合わせて受給できるようになりました。

該当ページ P55

15. 企業型確定拠出年金の拠出限度額が引き上げられる予定です。

企業型確定拠出年金の拠出限度額の引上げが予定されています。施行日は平成 26 年 10 月 1 日の予定です。

<企業型の拠出限度額>

	現行	改正案
他に企業年金制度等がある場合	25,500 円／月	27,500 円／月
他に企業年金制度等がない場合	51,000 円／月	55,000 円／月

該当ページ P65

16. フラット 35（買取型）の融資率上限が引き上げられました。

フラット 35（買取型）の融資率上限が、住宅の建設費または購入価額の同額（100%）まで引き上げられました。

また、今回の制度拡充にあたり、融資率が 90%を超える場合は、適用金利が一定程度高く設定されます。

該当ページ P73

17. フラット 35（買取型）の繰上げ返済の最低必要額が引き下げられる予定です。

フラット 35（買取型）の繰上げ返済では最低 100 万円を準備しなければなりません。平成 26 年 7 月以降、インターネット経由で繰上げ返済の申込みを行う場合は、最低必要額が 10 万円になる予定です。

該当ページ P73

18. 教育一般貸付（国の教育ローン）の融資限度額が引き上げられました。

教育一般貸付（国の教育ローン）の融資限度額が 300 万円から 350 万円（海外留学資金に利用する場合は 450 万円）に引き上げられました。

該当ページ P77



## <リスク管理>

### 1. 地震保険の保険料が改定されます。

地震による被害規模等を見直した結果、将来の地震発生リスクが高いことが明らかとなったため、保険始期が平成 26 年 7 月 1 日以降となる契約より地震保険の保険料が改定されます。

所在地による区分が 4 区分から 3 区分に見直され、割引制度の割引率が一部拡大されます。保険料率が改定されることで保険料の引上げとなるケース、引下げとなるケースがありますが、全国平均では 15.5%の引上げとなります（引上げ率は最大 30%までとする激変緩和措置が設けられています）。

該当ページ P122

### 2. 地震保険の総支払限度額が 7 兆円に引き上げられました。

地震保険の総支払限度額が 6 兆 2,000 億円から 7 兆円に引き上げられました。

該当ページ P123

## <金融資産運用>

1. N I S Aについて、以下の改正が行われます（平成 27 年 1 月 1 日以後の適用）。

- ・ N I S A口座を廃止しても、翌年以後にN I S A口座を再び開設することが可能
- ・ 1 年単位でN I S A口座を開設する金融機関を変更することが可能

該当ページ P179

## <タックスプランニング>

### 1. ゴルフ会員権などの譲渡によって生じた損失は、損益通算が不可となりました。

ゴルフ会員権などの譲渡によって生じた損失については、平成 26 年 4 月 1 日以後の譲渡から、他の所得と損益通算ができません。

該当ページ P239

## ＜不動産運用設計＞

1. 新築住宅用建物に係る固定資産税の減額措置（固定資産税額を3年間（中高層耐火建築物は5年間）1／2に減額）の適用期限が2年延長されました。

	改正前	改正後
適用期限	平成 26 年 3 月 31 日まで	平成 28 年 3 月 31 日まで

該当ページ P299

2. 特定居住用財産の買換えの特例の適用要件が一部改正されました。

	平成 24 年 1 月 1 日以後の譲渡	平成 26 年 1 月 1 日以後の譲渡
居住用財産（譲渡資産）の譲渡価額	1 億 5,000 万円以下	1 億円以下

該当ページ P303

## <相続・事業承継設計>

1. 「非嫡出子の相続分は嫡出子の半分である」という規定を削除する改正民法（新法）が、平成 25 年 12 月 11 日に公布・施行されました。

民法では、「非嫡出子の相続分は嫡出子の半分である」と規定されていましたが、この規定を削除する改正民法（新法）が、平成 25 年 12 月 11 日に公布・施行されました（したがって、非嫡出子と嫡出子の相続分は均等となります）。

なお、この新法が適用されるのは、原則として平成 25 年 9 月 5 日以後に開始した相続からです。

該当ページ P316

2. 延納で担保が不要となる場合の要件が、平成 27 年 4 月 1 日以後、改正されます。

相続税および贈与税の延納で担保が不要となる場合の要件が、平成 27 年 4 月 1 日以後、下記のとおり改正されます。

	平成 27 年 3 月 31 日まで	平成 27 年 4 月 1 日から
要件	延納税額が 50 万円未満で、延納期間が 3 年以下のもの	延納税額が 100 万円以下で、延納期間が 3 年以下のもの

該当ページ P 332、340

3. 「相続税の取得費加算の特例」が、平成 27 年 1 月 1 日以後、見直されます。

平成 27 年 1 月 1 日以後の相続または遺贈により取得した土地等を譲渡する場合、取得費に加算できる相続税（計算式）は下記のとおり見直されます。

	土地等の場合	
平成 26 年 12 月末日まで	その者が納付した相続税 ×	$\frac{\text{その者が相続等したすべての土地等に係る相続税評価額}}{\text{その者が相続等した財産に係る相続税の課税価格}}$
平成 27 年 1 月 1 日から	その者が納付した相続税 ×	$\frac{\text{その者が譲渡した土地等に係る相続税評価額}}{\text{その者が相続等した財産に係る相続税の課税価格}}$

該当ページ P356

4. 純資産価額方式の法人税相当額控除の割合が、平成 26 年 4 月 1 日以後、引き下げられます。

非上場会社の相続税評価における、純資産価額方式の法人税相当額控除の割合が、平成 26 年 4 月 1 日以後の相続、遺贈または贈与より下記のとおり引き下げられます。

	平成 26 年 3 月 31 日まで	平成 26 年 4 月 1 日から
法人税相当額控除の割合	42%	40%

該当ページ P361

平成 26 年度  
3 級 F P 技能検定試験対応  
制度改正資料

2014 年 6 月 26 日発行

制作・著作・発行  
株式会社東京ファイナンシャルプランナーズ

無断複写・複製・頒布を禁じます。